IASBにおける負債と資本の区別とその問題点

山 田 純 平明治学院大学

要旨

本稿では、IASBにおける負債と資本の区別に関する議論を取り上げ、その議論に会計上どのような問題があるかを検討する。

負債と資本を区別する問題は、IASBのなかでも比較的長い時間をかけて議論されてきたにもかかわらず、なかなか決着が見られない分野のひとつである。この問題は、単にバランスシート上で負債と資本を区別するということだけではなく、資本と利益の区別にも影響を及ぼすため、会計上も重要な問題といえる。

現行制度では、原則的に、概念フレームワークにおける負債と資本の定義に基づいて、両者の区別を行っている。ただし例外的に、固定対固定の条件やプッタブル金融商品に関する規定が存在している。こうした現行制度に対しては、複雑でかつわかりにくい、あるいはどのような考えに従って区別しているのかわからないといった批判があげられている。そこで、IASBからもさまざまな提案が出されてきたが、いまだに有効な解決策は見いだされていない。

このように決着がつかない理由として、会計基準上は次の2点があげられる。第1に、利益が誰のものであるかがはっきりとしないまま議論が進められている点がある。現行の概念フレームワークでは、負債と資本の定義により両者を区別し、その結果として算定される利益が誰のものか(利益の帰属先)については必ずしも明確に示されているわけではない。ところが、負債と資本を区別するときに、利益の帰属先として株主集団を想定せざるを得ない場面があるため、ルールが複雑化し、なかなか決着がつかないと考えられる。第2に、現行の概念フレームワークでは、負債が経済的資源を引き渡す義務であるという考えが強すぎることがあげられる。プッタブル金融商品は、経済的資源を引き渡す義務なので定義に従えば負債とされるが、それに反して資本とされることがある。そもそも負債を経済的資源を引き渡す義務と定義すること自体が疑問視されることになるため、プッタブル金融商品についても、利益の帰属先といえるかどうかで負債か資本かを区別するのが自然と考えられる。

I 問題の所在─IASB における 議論の動向と問題点

2015年5月, IASB から公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下,「2015年公開草案」とする)では,負債と資本(1)の定義に関する細かな変更はあるものの,両者を区別する方法自体についてはほとんど言及されていない。そのため,この区別の問題は概念フレームワークとは別のプロジェクトで扱われ,結論は先送りとされている(2)。

ただし、「2015 年公開草案」の代替的意見 (Alternative Views) のなかでは、負債の定義 についてもっと検討して、負債と資本を区別する問題に対処するべきであったとする見解が 紹介されている (pars.AV8~14)。そのため、「2015 年公開草案」を公表する過程で、この問題に多くの時間がかけられていたことがうかがえる。

「2015 年公開草案」より以前の 2013 年 7 月に公表された討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」にさかのぼると、負債と資本を区別する問題は、より大きな問題として取り上げられていたことがわかる。そこでは、両者を区別する新たな方法が提案されており(この提案についてはIIIの3で後述する)、この問題について積極的な提言がなされていた。

後述するように、負債と資本を区別する問題は、IASBのなかでもこれまで長い時間をかけて議論されてきた問題である。それにもかかわらず、今のところ、なかなか決着がつかない問題といえる。

そこで本稿では、IASBにおける負債と資本の区別の議論を詳しくみたうえで、なぜこの問題に決着がつかないのかについて考察をする。結論を先取りしていえば、決着がつかない理由としては、IASBの概念フレームワークにおい

て、①負債と資本を区別する際に必要となる利益の帰属先が必ずしも明らかではないこと、② 「負債=経済的資源を引き渡す義務」という定義が強すぎることがあげられる。

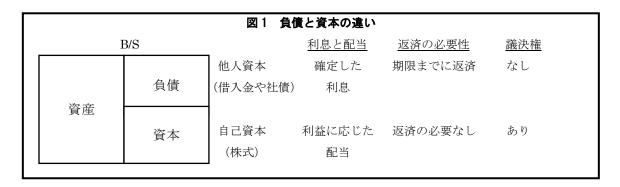
本稿では、以下の構成をとることにする。まずIIでは、IASBの議論を詳しくみる前に、負債と資本を2つに区分することの重要性について説明する。そのうえで、IIIでIASBにおける議論を、現行制度の概要・問題点・解決策に分けて整理する。その議論をもとにIVでは、負債と資本を区別する問題に決着がつかない理由について考察する。

Ⅲ 負債と資本の 2 区分にすることの重要性

負債と資本の区別に関する細かな会計ルールに入る前に、ここでは両者を2つに区分にすることの重要性について触れることにする。

一般に負債と資本のそれぞれの典型例である社債と株式を比較すると、次の3つの違いがあげられる(3)。第1に、社債の保有者には確定した利息が支払われるのに対して、株式の保有者(株主)には利益に応じた配当が支払われる。そのため、株主のほうが社債の保有者よりもリスクが大きいことになる。第2に、社債は期限までに確定した金額を返済する必要があるのに対して、株式は原則的には返済する必要がない。第3に、議決権の有無があげられる。ここでいう議決権とは、株主総会における議決権を指す。普通株主には議決権が与えられるのに対して、社債の保有者には議決権が与えられることはない。以上をまとめると図1のようになる。

ただし実際には、負債と資本の区別が困難な 金融商品が多く存在している。たとえば、強制 償還優先株式 (mandatorily redeemable preferred stock) は、法律上は株式であるが、 (発行者あるいは保有者の側の要請により)強



制的に償還されるため返済義務のある社債に 近い。それとは逆に、永久債は社債の形態をと るが、償還期限が存在しないため返済義務が無 いという点では株式に近い。

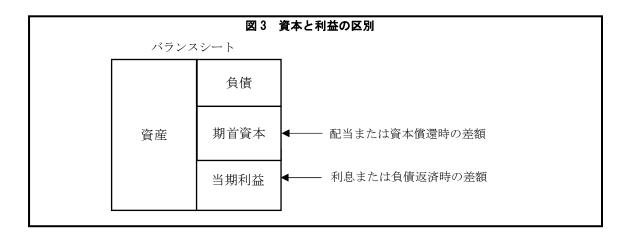
このように区別の困難な金融商品が数多く存在するが、そもそも会計上両者の区別が重要視されるのはなぜだろうか。その理由のひとつは、負債比率(負債/自己資本)や自己資本比率(自己資本/総資産)のようなバランスシート上の財務比率を算定するためである。この理由は、バランスシート上の開示問題といえる。実際の借入契約においては、バランスシートから得られた比率をそのまま用いるわけではないが、バランスシート上の比率を良くみせようとするために、負債か資本かどちらか区別がしにくい金融商品が設計される。そのため、会計ルールとしても両者の区別をする必要が生じてくる。

もうひとつの理由として,負債と資本の区別 により,損益計算書上の利益が異なることがあ げられる。会計上はこちらの理由のほうが重要 である。その一例として、利息と配当の処理があげられる。負債にかかる利息は、当期純利益から控除されるのに対して、株式に支払われる配当は当期純利益からは控除されることはない。このような違いが生じてくるのは、当期純利益が株主に帰属する利益であると考えられているからである(図2参照)。

同様に損益計算書上の利益が異なってくる 場面として、返済時(ないし償還時)の処理が あげられる。負債が返済された場合の差額は利 益に反映されるのに対して、資本が償還された 場合の差額は資本調整とされる。たとえば、簿 価 100 の負債が 95 で返済された場合、差額の 5 は利益とされる。それに対して、簿価 100 の 資本が 95 で償還された場合、差額の 5 は資本 調整とされ利益には影響しない。

2つの損益計算書上の違いは、資本と利益を 区別するという意味で会計上は重要である。同 じように企業が現金を支払ったとしても、利息 は費用として利益から控除されるのに対して、 配当は資本から直接控除される。また返済時

図2 利息と配当の処理 損益計算書 支払利息 ××× : : 当期純利益 ××× 株主に帰属する利益ーここから配当



(ないし償還時)の処理でいえば,負債の返済時に生じた差額は利益に反映されるのに対して,資本が償還された場合の差額は利益に反映されないまま直接資本に反映される。そのため、両者は,損益計算書上の利益を経由するかしないかという意味で異なってくる(図3参照)。

2 区分以外の方法についてはどうだろうか。 1 つの案としては、負債と資本という区別を無くして、無区分とすることが考えられる。たしかに負債と資本の区別はどこかでひとつ線が引けるものではなく、証券自体がグラデーションの性格を持ったものであるから、無区分にすればこの問題は生じてこない。しかし、この無区分とする案では、現行制度とも大きく違ってくるし、利益の概念もはっきりとしない。現在のIASBのなかでも「少なくとも1つの残余クラスが必要」(IASB[2015a]、par.BC4.96)としており、無区分とする案は検討されていない。

もう1つの案としては、負債と資本以外の第3区分を設けるという案がある。この案は、負債か資本かあいまいな項目については、その中間項目として別に表示するというものである。日本の現在の純資産の部のなかには、株主資本以外の項目も認められているので、見方によっては第3区分を設けているようにもみえる。この案について、IASBは「第3区分の請求権が

変動したときに、収益・費用となるかの決定が必要となる」(IASB[2015a], par.BC4.97) ため、採用するに至っていない。たとえば、優先株式を第3区分に入れた場合、その優先株式からの配当は費用となるのかどうかは決まらないため、問題は複雑になるだけである。以上の理由から、第3区分を設定する案は採用されていない。

III IASB における負債と資本を 区別する議論の変遷

Iの問題の所在で述べたように,負債と資本を区別する問題は,概念フレームワークの議論では決着がつかず,結論は先送りとされている。さらに,時代をさかのぼると,負債と資本を区別する問題は,図4のようにまとめられる。

IASB において、この問題が大きく取り上げられるようになったのは、2008 年に討議資料「資本の性格を有する金融商品」が公表された頃からである。この頃は、FASB が主導する形で IASB と共同でプロジェクトが行われていた。ところが、2010 年に FASB と IASB の間での共同プロジェクトは中止とされ、2012 年以降は IASB 単独でこの問題にあたっている。その後、この問題は概念フレームワークのプロ

図 4 IASB (または IASC) における負債と資本を区別する議論の変遷

1995年 IAS32

1998年 IAS32 の改訂①

2003 年 IAS32 の改訂②

2008年 DP「資本の性格を有する金融商品」の公表

2010年 FASB と IASB の共同プロジェクトの中止

2012 年 IASB のみでリサーチプロジェクトを再開

2013年 DP「財務報告のための概念フレームワークの見直し」の公表

2015年 ED「財務報告のための概念フレームワーク」の公表

ジェクトのなかで扱われてきた。

本節では,(1) 現行制度の概要(主に 2003 年改訂時の IAS32 を対象とする)を説明したうえで,(2) 現行制度にはどのような問題点があるか,さらに(3) その問題点に対処するために IASB のなかではどのような解決策が考えられてきたかについて検討する。

1. 現行制度の概要

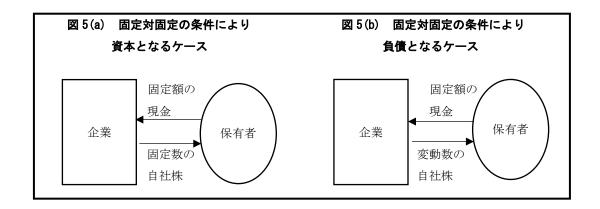
現行制度では、主として IAS32「金融商品:表示」に基づいて、負債と資本の区別が行われている。そのほかに、IFRS2「株式に基づく報酬」においても、両者の区別がなされている。IAS32と IFRS2の両方に共通するのは、企業が経済的資源を引き渡す義務を有しているかどうかにより区別を始めている点である。すなわち、経済的資源を引き渡す義務であれば負債とされるのに対して、そのような義務を有していないのであれば資本とされる。そのため、現金により決済される義務は負債とされ、自社株により決済される義務は資本とされる。この原則は、現行の概念フレームワーク(2015年12月時点)の負債と資本の定義と合致している。

ところが IAS32 では、この原則に対する例外をいくつか設けている。その代表例が固定対固定の条件(fixed-for-fixed condition)とプッタブル金融商品に関する規定である。

例外のひとつ目である固定対固定の条件と は、「固定額の現金ないし金融資産と固定数の 自社株を交換する場合に限り」、資本とするというルールである (IAS32, par.16(b))。たとえば、通常の新株予約権の場合、固定額の現金を受け取る代わりに、固定数の自社株を引き渡すことになるので、固定対固定の条件を満たし資本となる (図 5(a) 参照)。

それとは逆に、いずれかが変動する場合は負債となる。すなわち、現金の金額あるいは自社株の数のうち、いずれかが変動する義務は負債とされる。たとえば、(a)一定の価値に等しくなるように引き渡す自社株の数が変動するような義務や(b)一定量の金の価値に等しくなるように自社株を引き渡す義務などが具体的な例としてあげられる(図5(b)参照)。これらの例においては、たしかに自社株を引き渡す義務ではあるものの、契約を決済するための手段として自社株が用いられているため、残余持分を発行しているとは言いがたい。それゆえ、自社株で決済される義務であっても、このような義務は負債とされる(IAS32, par.21)。

こうした固定対固定の条件はなぜ存在するのだろうか。その理由は、現在の IAS32 にははっきりと書かれているわけではないが、かつての IAS32 には次のように書かれている。「義務を決済するのに必要とされる持分証券の数がその公正価値の変動とともに変わり、支払われる持分証券の公正価値の全額が契約上の義務の金額と等しい場合には、その義務の保有者は持分証券の価格の変動からの損得にさらさ



れているわけではない。そのような義務は、企業体にとっての金融負債として処理すべきである」(2003年改訂前 IAS32, par.5;下線は筆者)。

この規定によれば、負債と資本を区別するために、請求権者のリターンを考慮していることになる。通常の株式と同じリスクとリターンになる場合には資本とされるが、株式と異なるリスクとリターンになる場合には負債とされる。このように請求権者にとってのリスクとリターンを考慮するという意味では、現在の米国基準でも同じ考え方がとられている(IASB [2014c], par.20) (4)。

もうひとつの例外はプッタブル金融商品に関する規定である。プッタブル金融商品とは、プットの行使時に現金または他の金融資産と交換に当該金融商品を買い戻す義務と定義される(IAS32, par.16A)。このケースでは、株式を発行していたとしても、発行会社の側ではそれを買い戻す義務が生じることになる。負債の定義に従えば、こうした義務は現金または他の資産を引き渡す義務であるので、金融負債として扱われる。ところが、プッタブル金融商品については、いくつかの条件を満たしたうえで、例外的に資本として扱われている(IAS32, pars.16A(a)~(e), 16B)⁽⁵⁾。

このような例外が設けられているのは,企業

によっては、大部分の資金調達がプッタブル金融商品で行われる企業が存在するからである。 そうした企業についても、負債の定義をそのまま適用してしまうと、バランスシート上、負債だけで資本のない企業が出てしまうので、不合理と考えられる。

2. 現行制度の問題点

次に、このような現行制度に関する問題点を みていくことにする。第1に、上述した現行制 度は複雑でわかりにくいといわれることがあ る。現行制度では、原則として負債を経済的資 源の引き渡す義務として定義したうえで、例外 的に固定対固定の条件とプッタブル金融商品 に関する規定を設けていた。

固定対固定の条件は元々例外であるが、この例外自体の解釈についても、これまでさまざまな問題が生じている。たとえば、外貨建ての転換社債のなかの転換権は、受け取る現金が外貨建てで変動するので、固定対固定の条件に従えば負債となってしまう。ところが、こうした外貨建ての転換社債の転換権については、資本とするように規定している(IAS32、par.BC4B)。そのため、固定対固定の条件というルールについても、解釈が必要となっている。

プッタブル金融商品に関する規定も同様で, 資本として扱う場合に満たさなければならな い要件がきわめて複雑である。どのような場合 に資本として扱うかを検討していくうちに,こ の要件は複雑化してきたのであろう。

第2に、固定対固定の条件にしてもプッタブル金融商品に関する規定にしても、どのような考えに従って、負債と資本を区別しようとしているのかがはっきりとしない点があげられる。いずれも実務において、資本として認められそうなもの(あるいは認められそうでないもの)をルール化しているため、確固とした考えは存在していない。

第3に,この2つの例外は,概念フレームワークの負債の定義と明らかに矛盾している点があげられる。例外も含めて,負債の定義でうまく説明できればよいのだろうが,現在のところ,この2つの例外は概念フレームワークの定義とは独立に存在していることになる。

3. 負債と資本を区別するための解決 策

このように、負債と資本を区別する現行制度にはいくつか問題点があるため、それを解決するためのアプローチがこれまでもいくつか提案されてきた。ここでは、2013年の討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」(以下、「2013年討議資料」とする)において提案された、狭い持分アプローチと厳密な義務アプローチについて取り上げる。

狭い持分アプローチとは、最も残余的な請求権だけを資本とする方法である(IASB[2013]、par.5.30(a))。最も残余的な請求権を特定するためには別途ガイダンスが必要となるが、通常は普通株式が残余的な請求権となるであろう。このアプローチのもとでは、それ以外の請求権(たとえば、自社株を引き渡す義務や非支配株主持分)はすべて負債とされ(IASB[2013]、par.5.30(b))、その変動は利益に反映される

(IASB[2013], par.5.30(c))_o

狭い持分アプローチを採用するメリットは, 一言でいえば複雑性が排除されることである。 Ⅲの1で述べたように、現行制度は概念フレー ムワークの定義に対する例外がいくつかあっ たが、狭い持分アプローチによればこうした例 外が取り除かれる。たとえば、現行制度では、 自社株を引き渡す義務のなかでも, 原則通りに 資本とされるものもあれば、負債とされるもの もあった。その際、固定対固定の条件に従って 説明されたが、狭い持分アプローチによれば自 社株を引き渡す義務はすべて負債になるため, 固定対固定の条件のような例外は不要となる (IASB[2013], par.5.36(b)参照)。また、プッ タブル金融商品についても、最も残余的な請求 権かどうかという点で資本かどうかを判断す るので,この例外についても取り除くことがで きる可能性がある(IASB[2013], par.5.36(c) 参照)。

なお、自社株を引き渡す義務を金融負債とすることにより、その義務が自社株で決済されたときに生じる希薄化(既存株主からオプションの保有者への富の移転)を損益計算書で表すこともできる(IASB[2013], par.5.36(a)参照)。

もうひとつの厳密な義務アプローチとは、経済的資源を引き渡す義務だけを負債とする方法である(IASB[2013]、par.5.34(a))。この方法では、現行の負債の定義と同じように、負債を厳格に定義して、それ以外を資本とするので、自社株を引き渡す義務は資本とされる(IASB[2013]、par.5.34(b)(ii))。また、持分の分配を一部受け取ることができる請求権も資本となるので、プッタブル金融商品等も株式という形態であれば資本とされる(IASB[2013]、par.5.34(b)(i))。

これら2つのアプローチのうち,「2013年討 議資料」では,厳密な義務アプローチのほうが 狭い持分アプローチよりも望ましいとしている。その理由として、厳密な義務アプローチのほうが、現行の負債の定義に合致しているからとしている (IASB[2013], par.5.37(a))。それに対して、狭い持分アプローチでは、負債は資本以外の請求権ということになるので、現在の負債の定義とは合致しなくなってしまう。

また、厳密な義務アプローチでは、現金または他の経済的資源を引き渡す義務を有している請求権を負債とするので、貸し手にとっては重要な情報を提供しているともいえる(IASB [2013]、par.5.37(b)(i))。狭い持分アプローチでは、負債のなかに経済的資源を引き渡す義務以外のものが入り込んでしまうのに対して、厳密な義務アプローチでは、経済的資源を引き渡す義務のみを負債として計上することができる。そのため、返済能力を知りたい貸し手にとっては、厳密な義務アプローチのほうが望ましいといえる。

ただし「2013 年討議資料」における厳密な義務アプローチのもとでは、資本合計を変動させないまま、資本の一部⁽⁶⁾を資本変動計算書のなかで再測定させる提案がなされていた。現行制度では、自社株を引き渡す義務が資本とされた場合は、その後にその義務が再測定されることはない。それに対して、提案された方法によれば、資本合計は変えないまま、自社株を引き渡す義務は再測定され、その変動差額は資本内の一項目に負担される。このことにより、オプション保有者から親会社の既存株主への富の移転を表すことができるとしている(IASB [2013], par.5.15)。

「2013 年討議資料」の提案に対しては、多 くの回答者が厳密な義務アプローチを支持し た(IASB[2014a], par.31(a))。ただし、資本 変動計算書内で一部の資本項目を再測定する 提案については支持されなかった。潜在的な希 薄化は、注記で開示するか、あるいはまったく 開示する必要がないとするコメントがあった (IASB[2014a], par.42(a)) $^{(7)}$ 。

なお、直近の議論(2015 年 9 月時点)では、 負債の定義を精緻化することが行われている。 このことは、「2015 年公開草案」において負債 が現在の義務かどうかに焦点を当てるという 提案をしていることが影響していると思われ る(IASB[2015a]、par.BC4.101)(8)。「2013 年討議資料」の提案のうち、厳密な義務アプロ ーチに近い方法で進められている。その際、財 務報告の観点(perspective)や特定の保有者に とってのリターン(returns to the holders)は 考慮しないとしている点には注意が必要であ る(IASB[2015b]、par.59)。

IV 負債と資本を区別する問題が 解決されない理由

ここまでみてきた IASB の議論をもとに、負債と資本を区別する問題が解決されない理由について検討してみたいと思う。

まず,証券自体の性格が負債か資本かという 二分法で区別されるわけではなく,あいまいな 証券が出てしまうことが理由のひとつとして あげられる。企業が発行する証券がグラデーションの性格を持つため,どうしても区別があいまいな部分が生じてしまう。さらに,区別がはっきりとしない部分を利用して新しい金融商品が開発されやすいことも理由として考えられる。新たに開発された新しい金融商品に対応して,会計基準が改訂され,ますます複雑なルールが出来上がってしまっている。

こうした理由がある一方で、会計基準のなかでも、この問題に対応できない原因はあると思われる。ここでは、Ⅲでみた IASB の議論を通じて、会計基準のなかで両者の区別に決着がつ

かない理由について考えてみたい。

1. 負債の定義と固定対固定の条件

現行制度のもとでは,原則的には,経済的資源を引き渡す義務が負債として定義され,それ以外の義務が資本として定義されていた。それ以外の義務のなかには,自社株を引き渡す義務も含まれているため,この原則に従えば,自社株を引き渡す義務は資本となるはずである。ところが,自社株を引き渡す義務であっても負債となる場合があった。この例外を認めるために,固定対固定の条件といわれるルールが存在していた。たとえば,一定額の現金を受け取る代わりに,変動数の自社株を引き渡す義務は負債とされる。

以上が、原則的な取り扱いと固定対固定の条件という例外であるが、このうち固定対固定の条件は、利益の帰属先は株主集団であると考えられるため、IASBの概念フレームワークとは異質なものと考えられる。

固定対固定の条件のもとで変動数の自社株で決済する義務が負債とされるのは、その義務が企業と株主との関係ではなく、企業と債権者の関係に近いからだとされている。そのため、変動数の自社株で決済される義務は金融負債として扱われ、その変動は利益に反映させることになる。ここでは、原則的な取扱いにみられるように、エンティティーだけをみて、定義により負債か資本かを区別するのではなく、請求権者が外部者か内部者かにより区別が行われている。

たとえば、固定対固定の条件の適用例として あげられていた、受け取る現金の金額が固定され、引き渡す自社株の数が金の価格に変動する 義務を考えてみることにする。この場合、金の 価格により引き渡す自社株の数が変動することにより、最終的には株主集団の富が増減す る。ここでは、株主集団の富が増減することを もって利益が算定されていることを意味して いる。したがって、こうした義務の変動を利益 に影響させるためには、既存株主の富の増減を 反映させた結果であると考える必要がある。そ れゆえ、このケースは利益の帰属先として株主 集団を想定した所有主観に近いといえる。

このように、固定対固定の条件というのは、利益は株主のものであるという考えを前提にしたルールといえる。また IASB における議論のなかでも、固定対固定の条件は所有主観において意味を持つという発言(2015年3月 ASAF会議におけるドイツ発言)からも、利益の帰属先として株主集団が想定されていることがわかる。この考え方自体は、利息は当期純利益から控除されるが、配当は当期純利益から控除されるが、配当は当期純利益から控除されるが、配当は当期純利益から控除しないという現行実務と整合している。

それに対して、概念フレームワークの背後にある考え方は、利益の帰属先として株主集団を想定していない。たとえば、2015年の概念フレームワーク公開草案では、「財務諸表は、…特定集団の観点からではなく、エンティティー全体の観点から作成される」(IASB[2015a]、par.3.9)とされている。「エンティティー全体の観点から作成される」という文言が利益計算にどのような影響をもたらすかはまだわからないが⁽⁹⁾、エンティティーに帰属する利益を計算しているという意味であるならば、利益の帰属先として株主を想定するという考え方と対立することになるであろう。

2. 負債の定義とプッタブル金融商品

負債の定義に対するもうひとつの例外がプッタブル金融商品であった。負債は経済的資源を引き渡す義務として定義される。ここで、プッタブル金融商品は経済的資源を引き渡す義務といえるので負債となるが、いくつかの要件

を満たしたうえで例外的に資本とされていた。 こうした例外ができてしまうのは、「負債= 経済的資源を引き渡す義務」という考えが現行 の概念フレームワークにおいて強すぎること が原因であると思われる。プッタブル金融商品 は、この負債の定義にあてはまるため資本とす るためには例外規定が必要となるが、そもそも 「負債=経済的資源を引き渡す義務」と定義す ることが妥当なのかどうかが問われることに なる。

先にみた利益の帰属先として株主集団を想定する考えに従えば、請求権者のうちで利益の帰属先といえるものとそうでないものとを識別するのが自然な考え方であろう。プッタブル金融商品でいえば、その保有者が利益の帰属先といえるのかどうかがポイントになるであろう。したがって、「負債=経済的資源を引き渡す義務」という定義にあてはまるかどうかでは

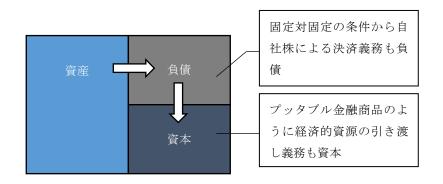
なく、利益の帰属先となる請求権といえるかど うかにより識別した方が、この場合はうまくい くと考えられる。

3. バランスシートのとらえ方

以上のような原則と例外が生じてしまうのは、そもそもバランスシートのとらえ方に問題があると考えられる。

まず現行の取り扱いは、一般的に資産負債アプローチと呼ばれる考え方を背景にしている。ここで資産負債アプローチとは、資産や負債の定義から始めて、資本や利益を定義するアプローチを指している。「資産=経済的資源」、「負債=経済的資源を引き渡す義務」と定義したうえで、資産と負債の差額を資本とし、資本の増減のうち資本取引以外の増減を(包括)利益と定義する(図 6 参照)。

図6 現行のパランスシート



しかし、このような構成要素の定義に対しては、前にみたように、いくつか例外が生じている。ひとつが固定対固定の条件という例外で、本来、負債の定義に該当しないので資本とされるが、例外的に負債とされていた。もうひとつは、プッタブル金融商品に関する規定で、負債の定義にあてはまるにもかかわらず、例外的に

資本とされていた。

こうした現行のバランスシートのとらえ方は、負債と資本を区別する場面では十分に機能していないと思われる。そのため、ここでは試案として、現行とは異なるバランスシートのとらえ方を示してみることにする。

図7では試案としてのバランスシートのとら

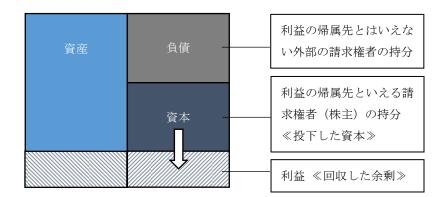


図 7 試案によるパランスシート

え方を表している。試案では、負債は利益の帰属先とはいえない外部の請求権とされているのに対して、資本は利益の帰属先といえる内部の請求権とされている。ここでは、請求権者が外部者なのか内部者なのかが負債と資本を区別するメルクマールとなる。

多くの会計専門家が注目するのは、投下した 資本とその増分としての利益であろう。現行の バランスシートのとらえ方では、まずは資産と 負債を定義してから、資本や利益を定義するこ とになるので、資本や利益はある意味迂回的な 理解となる。それに対して、試案によれば、外 部者と内部者を区別したうえで、利益の帰属先 といえる内部者の請求権(=投下した資本)と その増分である利益(=回収した余剰)に注目 するので、会計専門家の感覚に合致すると思わ れる。

V おわりに

本稿で取り上げた負債と資本を区別する問題は,「2015年公開草案」では前面には出てこないものの, IASB のなかでも比較的長い時間議論されている重要な問題である。そこでは,バランスシート上で負債と資本を区別するという開示上の問題だけではなく,資本と利益の

区別という利益計算上の問題も問われていた。

現行制度では、概念フレームワークの負債や 資本の定義に基づいて区別が行われている。す なわち、負債は経済的資源を引き渡す義務と定 義され、資本はそれ以外のものと定義される。 そのため、現金により決済される義務は負債、 それ以外の自社株で決済される義務は資本と される。ただし、自社株で決済される義務がす べて資本になるというわけではなく、固定対固 定の条件により例外的に負債とされる場合が あった。また、現金により決済される義務とい っても、プッタブル金融商品のように、いくつ かの要件を満たしたうえで、負債ではなく資本 とされる場合もあった。

こうした現行制度に対しては、複雑でかつわかりにくく、概念フレームワークの定義と整合性がとれていないなどの批判があった。そのため IASB でも、狭い持分アプローチや厳格な義務アプローチなどのいくつかの解決策が提案されてきたが、これまでのところ、この問題には決着がついていない。

このようになかなか決着がつかない理由として、概念フレームワークのなかで、①利益の帰属先が誰であるのか必ずしも明らかではないこと、②負債=経済的資源を引き渡す義務とする考えが強すぎることがあげられる。

注

- (1) 本稿では, 資本と持分を同じ意味で用いている。
- (2) 今後は「金融商品に関する調査研究プロジェクトにおいて、負債と資本の区別に関する議論は行われることとされている(IASB[2015a]、p.12)。なお、本稿は 2015 年 9 月までの IASBにおける議論を対象としている。
- (3) 桜井・須田 [2014], 56-57 頁を参照。
- (4) 引き渡す自社株の価値が固定している場合には、 その請求権者のリターンは一定となるので、株 主というよりも債権者に近いといえるであろう。
- (5) 清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を 引き渡す義務も同様に、定義に従えば金融負債 として扱われるが、いくつかの条件を満たした うえで、例外的に資本として扱われている (IAS32, pars.16C, 16D)。
- (6)「2013年討議資料」では二次的請求権と呼んでいる。二次的請求権のなかには、自社株を引き渡す義務が含まれてくる。
- (7) 利用者の反応を詳しくみると、株式分析のアナリストや投資家のなかには、狭い持分アプローチを好む者もいた。その理由としては、狭い持分アプローチのもとでは優先的な請求権のすべてが損益計算書を通じて再評価されるのに対して、厳密な義務アプローチでは追加的な情報が得られるかどうかわからない、持分投資家にとってはリターンの希薄化が重要な関心事であることなどがあげられている(IASB [2014b]、par.20)。
- (8) 具体的には、決済のタイミングを重視する方法 (Approach α と呼んでいる)、決済に必要とされる経済的資源の金額に注目する方法 (Approach β と呼んでいる)、決済のタイミングと必要とされる経済的資源の金額に注目する

- 方法(Approachγと呼んでいる)を検討することにより、負債の定義を精緻化しようとしている。
- (9) 2015 年の公開草案において「エンティティー全体の観点から作成される」としているが、実のところ、この観点というのが利益や資本にどのような影響があるかはよくわからない。その意味で、2015 年の公開草案は、基本的な会計観への言及が限定的であるともいえる(米山[2015]参照)。

参考文献

- IASB [2003], IAS32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation.
- IASB [2008], IAS32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation.
- IASB [2013], Discussion Paper (DP), A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting.
- IASB [2014a], IASB Meeting Note (10F), March. IASB [2014b], IASB Meeting Note (10M), March. IASB [2014c], IASB Meeting Note (7B), September.
- IASB [2015a], Exposure Draft (ED), Conceptual Framework for Financial Reporting.
- IASB [2015b], *IASB Meeting Note (5A)*, June. 桜井久勝・須田一幸 [2014], 『財務会計・入門 第 9 版』有斐閣。
- 米山正樹 [2015],「問い直すべき概念フレームワークの存在意義―「概念フレームワーク」見直しプロジェクトの成果と課題―」『会計・監査ジャーナル』724号。